

第3章 分野別施策

1. 心豊かな人づくり

1-1 歴史と伝統・文化を活かしたまち

(1) 歴史と伝統・文化の保護と活用

【現状と課題】

本町は「歴史と文教の町」としての伝統があり、学問の内容を高める前に人間としての教育を重視した明倫堂の精神、石井十次の人間愛など、多くの先賢により築き上げられてきた本町特有の精神文化があります。また、高鍋城跡の石垣や水を湛える城堀、武家屋敷通りなどの風情、国指定史跡の持田古墳群をはじめ、県指定史跡の高鍋町古墳、石井十次生家、町指定有形文化財の黒水家住宅、県指定無形民俗文化財の高鍋神楽、町指定無形民俗文化財の鳴野棒踊りなど、数多くの歴史・文化・民俗文化財があり、これらの文化財は調査や保存を通じて、町民の郷土の歴史認識を深めていくための重要な役割を果たしています。

本町では、これらの歴史・文化・民俗文化財を守るため、文化財保存調査委員会において調査・審議を行い、保護に努めるとともに高鍋史友会、高鍋神楽保存会、鳴野棒踊り保存会、古墳を守る会などの民間団体においても文化財保護及び継承のための活動が行われています。

今後も、本町の文化財を町民共有の貴重な財産として保護に努め、健全な姿で後世へ継承するとともに、文化財保護思想の普及を図り、学校教育等の学習の場や地域づくりに活用できるよう文化財情報等の提供に努めていく必要があります。

また、そのためには民間団体への支援や後継者育成への取り組みを併せて行う必要があります。

昭和61年に開館した高鍋町歴史総合資料館は、郷土の先人達が残してくれた貴重な資料を数多く展示し、町民等が本町の歴史・伝統・文化に触れ学び継承する場として建設されました。しかしながら、入館者数が減少傾向にあるため、歴史及び民俗資料等の収集や保存・展示・活用を図るとともに施設改善やソフト面の充実を図り、魅力ある歴史総合資料館づくりに努める必要があります。

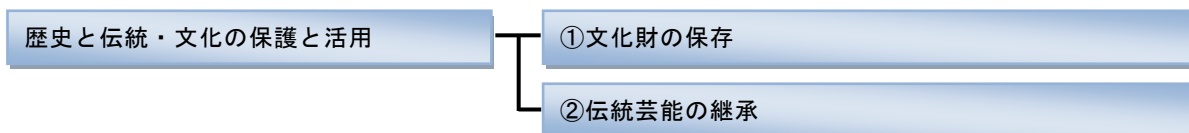
今後は、これらの地域資源の保護と活用との両立を図りながら、歴史と気風を活かしたまちづくりを推進していく必要があります。

◆指定文化財

区分	種別	名称及び物件	所在地	指定年月日
国指定	史跡	持田古墳群 85基	鬼ヶ久保、坂本ほか	昭和36年 2月 25日
	天然記念物	高鍋のクス	黒谷	昭和26年 6月 9日
県指定	史跡	高鍋町古墳 17基	高鍋町全域	昭和12年 7月 2日
		石井十次生家	馬場原	昭和47年 9月 26日
	天然記念物	アカウミガメ及びその産卵地	堀の内～永谷海岸	昭和55年 6月 24日
	無形民族文化財	高鍋神楽	八坂神社、愛宕神社	昭和44年 4月 1日
町指定	有形文化財	明倫堂額など額・碑 10件	歴史総合資料館など	昭和52年 3月 26日
		本藩実録など古文書 41件	町立図書館など	昭和52年 3月 26日
		黒水家住宅	黒谷	平成 2年 3月 13日
	史跡・記念物	秋月墓地	黒谷など	昭和47年 4月 25日
		土持墓地	大平寺	昭和47年 4月 25日
		秋月左都夫墓地	黒谷	平成18年12月14日
		高鍋城跡	旧城内	昭和52年 3月 26日
		琴弾きの松	蚊口浦字茱萸原	昭和52年 3月 26日
	無形民族文化財	鳴野棒踊り	鳴野	昭和52年 3月 26日

《資料：社会教育課調（平成25年4月1日現在）》

【体系図】



【施策の方向】

①文化財の保存

◆町が取り組むこと

- 文化財を保護・継承するとともに文化財情報等の提供に努めます。
- 歴史及び民俗資料などの収集・保存・活用を図ります。
- 文化財や郷土に関する学習機会の充実を図ります。
- 歴史総合資料館の施設改善やソフト面の充実を図り、魅力ある資料館づくりに努めます。
- 埋蔵文化財を含めた各種文化財の調査研究に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 高鍋町の歴史・文化に関心を持ち積極的に学びます。
- 文化財の保護に努めます。

②伝統芸能の継承

◆町が取り組むこと

- 伝統芸能の保護・継承を図るため活動団体の支援を行います。
- 伝統芸能を発表する機会の提供や活動情報の周知に努めます。
- 伝統芸能の後継者の育成及び確保に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域の文化行事や祭り、伝統芸能等を地域で守ります。
- 地域の文化行事や祭りなどへの参加に努めます。

(2) 芸術文化の振興

【現状と課題】

芸術文化は、人々に感動や楽しみ、安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、心豊かな人間性を養い、創造力を育むものです。

本町では、高鍋町美術館や高鍋町中央公民館等において芸術文化の鑑賞機会・発表機会の提供や各種教室・講座を実施し、町民の芸術文化の振興と生涯学習の推進に努めるとともに、高鍋町文化協会等の芸術文化団体の支援や高鍋町総合文化祭、姉妹都市である福岡県朝倉市との文化交流、県文化振興等の事業を通して文化活動の促進を図ってきました。

しかし、社会人の芸術文化活動の中核を担っている芸術文化団体において、新たに活動を始める若年層が減少している傾向にあることから、今後の活力低下が懸念されているところです。

このような中、将来、地域文化の担い手となる子どもたちのために、幼少の時期から芸術文化に親しむ機会の充実を図り、地域における身近な芸術文化活動を推進していくことが重要となっています。

高鍋町美術館は、町民の「心」を表現する場所、「心」の発信基地として平成 11 年に開館しました。児島虎二郎や東洲斎写楽の作品をはじめ約 500 点の美術品を所蔵しており、常設展示室のほか、企画展示室では郷土の芸術作家や子どもたちの作品展、絵画・版画・書など様々な分野の企画展と特別展を開催しています。

今後は、利用者のニーズに即した集客力のある企画展・特別展の充実を図るとともに、芸術文化に興味を持ってもらうきっかけとするためにも、親しみやすく足を運びやすい雰囲気づくりや他の芸術文化拠点の情報提供、魅力ある相互乗入れ企画を実施するなど、幅広い企画・運営を行う必要があります。

今後とも、町民主体の芸術文化活動の支援を行うとともに、拠点施設の整備を進め、町民が多彩な芸術文化に親しむことができる環境づくりを推進していく必要があります。

【体系図】

芸術文化の振興

①芸術文化活動の充実

【施策の方向】

①芸術文化活動の充実

◆町が取り組むこと

- 芸術文化などの鑑賞や創作する機会を提供します。
- 芸術文化団体が発表する機会の提供や活動情報の周知に努めます。
- 利用者のニーズに即した美術館の整備充実と、その有効活用を図ります。
- 町民の主体的な文化活動を支援します。
- NPO法人やボランティアと協働し、魅力ある美術館づくりに努めます。
- 美術愛好家のニーズを的確に捉え、集客力のある企画展・特別展を開催します。

◆町民・事業者等としてできること

- 芸術文化に関心を持ち、積極的に学びます。
- 様々な芸術や文化に触れ、心豊かな人間性を育みます。
- 多様な文化活動を主体的に行います。

1-2 生きがいを持って学び、やる気を活かせるまち

(1) 生涯学習の推進

【現状と課題】

私たちを取り巻く社会情勢は、急速に進行する少子高齢化、情報化、国際化等によって、個々の生活や価値観が多様化し、学習ニーズについてもますます多様化、専門化が進んでいます。

このように社会情勢が急速に変化し、多くの地域課題を抱える中では、町民一人ひとりの主体的な学習活動を通して、相互理解の輪を広め、新たな人間関係づくりにつなげることが重要となっています。

また、余暇時間の増大などの社会の成熟化を反映して、心の豊かさや生きがいのための学習需要が高まっています。これらの学習需要に応えるためにも生涯学習の基盤を整備することは、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、社会全体にとっても有意義であり、その重要性は高く位置づけられるものです。

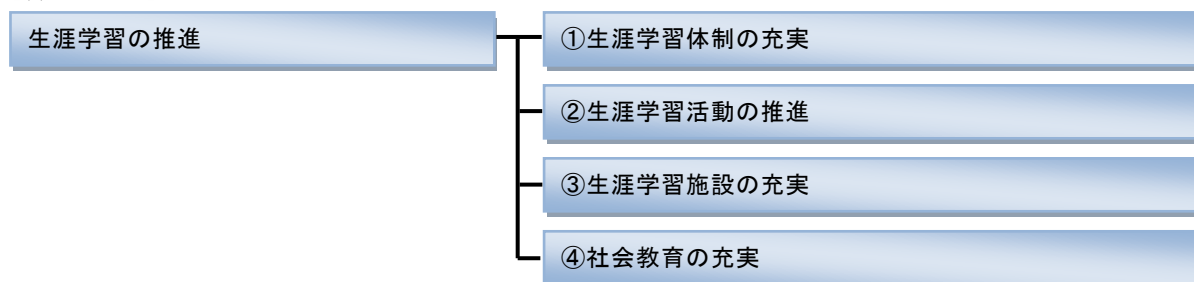
本町においては、町民の生涯学習を支援するため、子どもから高齢者までそれぞれの時期に応じた学習機会の充実を図るとともに、高鍋町中央公民館における各種講座・教室の開催、町立高鍋図書館の運営、地域の学習活動の拠点である自治公民館等の社会教育関係団体の活動支援のほか、学校支援地域本部事業^(*)等の実施により、生涯学習の推進に努めてきました。

その中でも町立高鍋図書館については、今後も町民の読書活動を促進するとともに利用者個々の課題や地域課題の解決につながる資料の充実を図り、地域の情報発信拠点として、さらには「知の地域づくり」の拠点施設として、町民に利用しやすい図書館づくりが求められています。また、施設の改築後 30 年以上経過していることから、老朽化への対応も図りながら機能の整備充実に努めていく必要があります。

今後、町民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくためには、自らの意思に基づき生涯に渡って学習でき、その成果を地域社会で発揮できるという生涯学習の基盤整備が求められます。

そのためには、学校や行政機関等が求める人材と地域への貢献を希望する町民とのコーディネート等を行い、学習成果を学校支援やまちづくり等に反映させる取り組みを進めていく必要があります。

【体系図】



【施策の方向】

①生涯学習体制の充実

◆町が取り組むこと

- 多様化する町民の学習ニーズに対応した生涯学習を総合的に推進するため、関係機関・団体等との一層の連携・協力のもとに、生涯学習推進会議を中心とした推進体制の確立を目指します。
- ボランティア募集等の実施により、人材バンクの充実を図ります。
- 学習成果を発表する機会を提供します。
- 町民が利用しやすい図書館運営を図ります。
- 図書館ボランティアの育成に努めます。
- 図書館において町民の多様化する学習ニーズに応えるため、的確で広範囲にわたる資料の収集・整理・保存と発信に努めます。
- 古文書等の貴重資料の計画的な修復・保存に努めます。

*学校支援地域本部事業：地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、個に対応した指導の充実、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図るもの。

◆町民・事業者等としてできること

- 人材バンクに積極的に登録します。
-

②生涯学習活動の推進

◆町が取り組むこと

- 生涯学習の啓発や各種情報の提供を行います。
 - 中央公民館等を拠点とした各種教室・講座の充実を図るとともに町民に身近な自治公民館等における主体的な生涯学習活動を支援するため、町職員による出前講座を実施します。
 - 特色ある自治公民館づくりやまちづくりに取り組む団体をモデル指定し、その活動を支援します。
-

◆町民・事業者等としてできること

- 様々な学習機会に積極的に参加します。
 - 読書を通して自らの見聞を広めることに努めます。
-

③生涯学習施設の充実

◆町が取り組むこと

- 生涯学習の拠点施設である中央公民館や図書館の計画的な整備に努めます。
 - 地域の生涯学習活動の拠点である自治公民館施設の整備を支援します。
-

◆町民・事業者等としてできること

- 生涯学習活動の拠点として中央公民館や自治公民館並びに図書館を積極的に活用します。
-

④社会教育の充実

◆町が取り組むこと

- 社会教育関係団体の組織の強化を図るために、相互の連携・協力体制を密にし、社会教育関係団体の育成・支援に努めます。
-

◆町民・事業者等としてできること

- 社会教育関係団体は、自ら会員の拡充や活動内容の充実に努めます。
 - 社会教育団体の自立した運営に努めるとともに、他の社会教育関係団体との連携を深めます。
-

(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

【現状と課題】

多数の町民が、健康維持・増進のため自分の年齢や体力に応じた様々な生涯スポーツに取り組んでおり、町としても学校施設の開放や公民館対抗のローピッチソフトボール大会やミニバレーボール大会、スポーツ・レクリエーション祭などを開催し、その取り組みを支援してきました。

しかし、公民館単位での大会では申込みが 10 公民館を下回る大会もあるなど、今後は町民の誰もが参加しやすい大会（競技）を開催していく必要があります。

また、スポーツ推進委員によるニュースポーツ^(*)の普及やスポーツ少年団活動を通じた子どもたちの健全育成のためにも、指導者の育成や指導体制の確立を図るとともに、町民が「いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに関われるよう総合型地域スポーツクラブ^(**)設立の検討を行っていく必要があります。

町の体育施設については、年間を通して多数の町民に利用されていますが、その多くが老朽化してきており、今後は、「公園施設長寿命化計画」と連動した施設の整備・改修を計画的に行っていく必要があります。

スポーツ交流による地域活性化を図るため、これまでバドミントンの九州大会開催や硬式野球のキャンプ誘致を行い、受け入れ態勢の確立や施設の整備充実を図ってきたところです。また、県内有数のサーフスポットである蚊口浜では更衣室やトイレ等の改修・整備を行うとともに各種イベントの開催を通じてマリンスポーツに親しみやすい環境づくりにも努めてきたところです。

今後は、施設の充実、スポーツ団体の指導者育成、スポーツ交流の推進や誰もが気軽にスポーツを楽しめる機会を提供するなど生涯スポーツ社会の実現を図っていく必要があります。

◆スポーツ、レクリエーション施設一覧

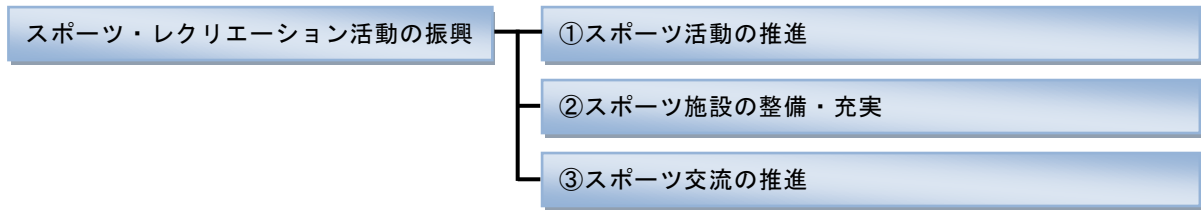
施設名	施設内容
高鍋町スポーツセンター	体育館、テニス場、弓道場
高鍋町体育館	体育館
高鍋町勤労者体育センター	体育館
高鍋町健康づくりセンター	温水プール
高鍋総合運動公園	野球場
小丸河畔運動公園	野球場、多目的広場、屋内多目的広場
小丸川河川敷運動広場	多目的広場

《資料：社会教育課（平成 25 年 4 月 1 日現在）》

*1 ニュースポーツ：科学的な知見に基づいてより安全に、より健康的に既存のスポーツを変形したり、類似したルールを採用したりして、高齢者や子どもも参加可能なレクリエーションとして紹介されるようになった新しいスポーツ。

*2 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向やレベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

【体系図】



【施策の方向】

①スポーツ活動の推進

◆町が取り組むこと

- スポーツ推進委員によるニュースポーツの推進活動を積極的に展開し、誰もができる運動をより多くの方に体験してもらうように、スポーツ推進委員のスキルアップを図ります。
- 総合型地域スポーツクラブを設立し、子どもから高齢者あるいは障がいを持つ人が、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる活動の場を提供します。
- トップレベルの競技力を身につけるため、県の代表となった選手に対し賞賜金を支払い活動の支援を行います。
- 地域住民同士の融和と団結を図るために、公民館対抗スポーツ大会をはじめとした各種競技大会を開催します。また、誰もが参加しやすい大会となるよう競技種目について検討を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 年齢や体力に応じた運動・スポーツを学び、自身の健康に努めます。
- それぞれ個人が持つ運動技術やスキルを、これから学ぶことを希望する町民に教授していくために、総合型地域スポーツクラブに登録します。

②スポーツ施設の整備・充実

◆町が取り組むこと

- 現在ある施設の長寿命化のために、計画的に点検補修を実施していきます。
- 利用者が快適に運動・スポーツのできる環境を提供していきます。
- 限られた施設をより有効に活用していくために、引き続き小中学校と連携し学校施設開放事業を継続していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 住民相互がスポーツを楽しむために、施設を有効に活用しながら町の財産として大切に利用していきます。

③スポーツ交流の推進

◆町が取り組むこと

- 野球の春季キャンプ誘致を継続して実施するとともに、その他の競技のキャンプ・合宿についても県や関係団体と連携しながら誘致を進めていきます。
- 全国・九州・県レベルのスポーツ大会の誘致に努めていきます。
- 広域連携によるキャンプ・合宿誘致を検討していきます。
- 東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、合宿の受入等について県と連携しながら進めていきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 「お・も・て・な・し」によりキャンプ団体を歓迎していきます。
- キャンプ団体と積極的に交流します。

(3) 国際性豊かな人づくりの推進

【現状と課題】

今日の急速な技術の発展と、国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れは、世界的規模に拡大しています。

このような中で、諸外国との交流は、従来の国家間レベルのものから地域レベル、草の根レベルでの交流が重要になってきました。つまり、国民一人ひとりの身近な問題となってきました。

この地域レベルの交流は、異文化への理解と諸外国との相互理解を一層推進するとともに、自らの地域のアイデンティティを明確にすることで、さらに魅力ある地域づくりやまちづくりには欠かせない人材の育成の手助けともなります。

本町では、NPO法人海外交流協会が主催する国際親善空手道大会や、鹿児島県のNPO法人からも交流が実施するからいも交流事業等でホームステイを受入れ、在日留学生や海外の大学生などとの交流を深めており、民間団体が中心となった国際交流活動が行われています。

一方、教育分野においても、国際社会に対応できる人材育成が望まれていることから、公立保育園や小中学校に外国語指導助手を派遣し、外国語活動や外国語授業を行っているところです。

近年、本町における外国人登録者数の状況を見ると、年々減少傾向にあります。地域の中で異なる国籍の町民同士が交流し、安心して暮らしていくためには、それぞれの文化を尊重しながら相互理解を図っていくことが必要です。

しかしながら、生活習慣、宗教、文化など様々な生活様式の違う環境で、外国人が日本の生活習慣に順応していくことはまだ困難なことも多く、これらの状況に対応するため、今後は、国際化時代にふさわしく外国人にやさしい、生活しやすい環境の整備を目指すとともに、心がふれ合う町民各層の交流を推進していくことが求められています。

さらに、国際交流団体等と連携を図りながら国際交流を推進するとともに、外国語教育のさらなる充実を図っていくことが必要となります。

◆外国人登録人口

(単位：人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
男	13	13	16	15	14
女	38	26	25	23	20
計	51	39	41	38	34

	中国	韓国	フィリピン	オーストラリア	その他	計
平成 24 年	14	8	3	5	8	38
平成 25 年	10	9	3	5	7	34

《資料：町民生活課調（各年 10 月 1 日現在）》

【体系図】

国際性豊かな人づくりの推進

①国際交流活動の推進

【施策の方向】

①国際交流活動の推進

◆町が取り組むこと

- 民間の国際交流団体やボランティアによる交流活動の支援に努めます。
- 外国青年招致事業（JETプログラム）を活用した外国語指導助手の確保に努めます。
- 外国語指導助手による外国語教育・国際理解教育を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 豊かな国際感覚を身につけられるよう、国際交流活動等への参加に努めます。
- 地域で暮らす外国人の国籍や文化、考え方などの違いにとらわれることなく、相互理解に努め、ともに地域社会づくりに参画します。

1-3 次代を担う気概のある子どもを育てるまち

(1) 学校教育の充実

【現状と課題】

近年における少子化、高齢化、グローバル化などの社会や経済の急激な変化により、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきています。

また、保護者や地域社会の学校教育に対するニーズも複雑・多様化してきており、いじめや不登校などの問題に加え、安全管理の面からの学校施設のあり方や管理運営体制などが厳しく問われています。また、子どもたちの心身の健やかな成長はもとより、学力の向上など、学校教育への期待は大きいものがあります。

このような中、国において平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「第 2 期教育振興基本計画」では、自立・協働・創造を 3 つの理念とし、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティーネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」が、平成 29 年度までの計画期間における教育行政の基本的方向性として示されたところです。

本町においても、これまで新学習指導要領に基づく学習内容の確かな定着を目指し、指導用デジタル教科書をはじめとする教育振興備品や図書備品の整備を行ってきました。今後は、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用しながら学ぶ意欲と思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに基本的な学習態度・習慣を定着させ、確かな学力の定着を目指す必要があります。

また、特別支援教育の充実にも努め、学校生活支援員を小中学校に配置し、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行ってきましたが、特別な支援を必要とする児童生徒の数は増加傾向にある上、生活支援員の配置にも限界があること、早期発見・早期療育が最も効果的であることなどから、関係機関とも連携した体制整備等を早急に行う必要があります。

さらに、生徒指導上の諸問題への対応、いじめや不登校等に対する支援の充実も必要となっており、本町の伝統でもある「明倫堂の教え」や「石井十次先生の人間愛」などを通じた「ふるさと教育」や「キャリア教育」などの豊かな心を育む教育を推進するほか、家庭・学校・地域・関係機関との連携を密にし、相談・支援体制等の一層の強化が必要となっています。

一方、豊かな人間性や自ら学び自ら考える力といった「生きる力」の重要な要素となる子どもの体力は昭和 60 年頃から低下傾向が続いており、体力の低下が子ども自身若しくは将来の社会全体へ与える影響が懸念されているところです。

その対策としては、「調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠」という“健康 3 原則”が子ども自身に徹底されることが必要とされています。特に、子どもが健やかに成長し、生涯にわたり健康で豊かな生活を送る上で、健全な食生活は、欠くことのできない基本的な営みであり、近年、食生活を取り巻く社会環境などが大きく変化し、食に起因する新たな健康課題が見られる状況の中では、家庭での取り組みとともに、学校における食に関する指導の一層の充実が求められています。

また、安全でおいしい学校給食の提供はもちろんのこと、児童生徒が積極的に体を動かすことができる環境の整備も必要となっています。

本町の学校施設は、東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震基準を満たしていない校舎等の耐震補強工事を実施し、平成 24 年度をもって耐震化率 100%を達成したところですが、今後は、学校施設の非構造部材の耐震化や防災機能の強化等を計画的に推進するとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる実践的な防災・防犯教育などにも総合的に取り組んでいく必要があります。

これからの学校教育は、確かな学力（知）と豊かな心（徳）、たくましい体（体）の育成を目指す教育を一層充実し、将来の社会を担う子どもたちを育成していかなければなりません。これらの解決は学校だけでできるものではありません。学校と地域や家庭が連携・協力して、それぞれが責任を自覚し、子どもたちへの教育を一体となって進めていくことが大切です。

◆小学校児童数

	東小学校				西小学校			
	学級数	児童数（人）			学級数	児童数（人）		
		計	男	女		計	男	女
平成 20 年	27	745	370	375	21	538	278	260
平成 21 年	25	731	374	357	20	511	266	245
平成 22 年	22	674	337	337	19	505	271	234
平成 23 年	22	669	319	350	19	496	265	231
平成 24 年	23	639	309	330	19	514	270	244

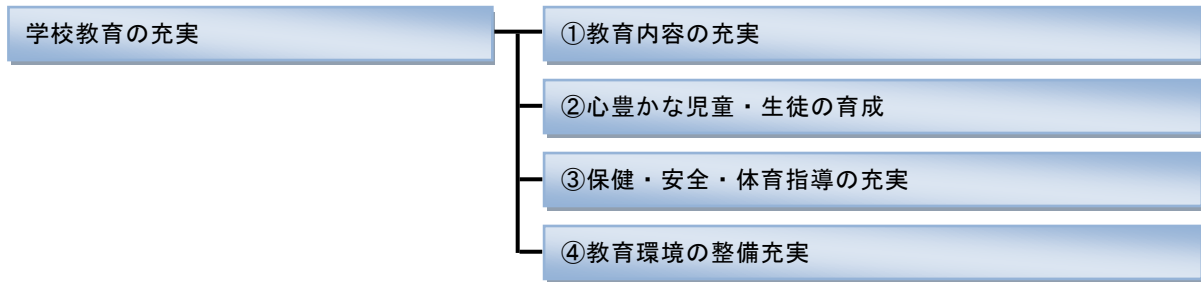
《資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）》

◆中学校生徒数

	東中学校				西中学校			
	学級数	生徒数（人）			学級数	生徒数（人）		
		計	男	女		計	男	女
平成 20 年	11	301	162	139	10	298	148	150
平成 21 年	10	313	157	156	11	303	157	146
平成 22 年	11	318	164	154	11	296	149	147
平成 23 年	12	337	169	168	11	285	150	135
平成 24 年	11	326	161	165	11	282	147	135

《資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）》

【体系図】



【施策の方向】

①教育内容の充実

◆町が取り組むこと

- 基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用しながら学ぶ意欲と思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに基本的な学習態度・習慣を定着させ、確かな学力の定着を目指します。
- 子どもたちの教育効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要となる教育振興備品の整備を推進します。
- 社会の変化の中でも特に教育に大きな影響を与えると考えられる、国際化、情報化、科学技術の発展、環境の問題に対応する教育を充実させます。
- 障がいのある子ども一人ひとりの学びのニーズに応じた教育を実現するために、乳幼児期から卒業までの連続性のある支援、指導者の実践的指導力の向上、支援体制や教育環境等の整備及び保護者や住民に向けての理解啓発などを推進します。
- 学校教育の充実には、直接の担い手である教員の資質能力に負うところが極めて大きいことから、積極的な研修への参加を促すなどして、教職員の資質能力向上を図ります。

◆学校が取り組むこと

- すべての教員の指導力・授業力向上に努め、質の高い教育を目指します。

◆町民・事業者等としてできること

- 家庭と学校が教育について相互理解を深めるために学校行事やPTA活動などへ主体的・積極的に参画します。

②心豊かな児童・生徒の育成

◆町が取り組むこと

- 生命を大切にするとともに、心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けさせるとともに、感情や情緒を育み、心の働きを豊かにするために道徳教育や情操教育を充実させます。
- すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指し、いじめ・不登校・非行など児童生徒の問題行動に対し適切な対応と指導を行います。
- 本町が有する明倫の伝統や各学校の伝統、石井十次の人間愛などの学習を通して、ふるさと「たかなべ」を愛し、自分に自信と誇りを持つとともに思いやりの心を育む教育を推進します。
- 各学校、家庭・保護者、地域等が一体となって、子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、キャリア教育の推進・充実を図ります。
- 「高鍋町人権教育基本方針」に基づき、全教育活動を通して組織的に人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識、態度並びに実践力を育成します。

◆学校が取り組むこと

- すべての教育活動を通して、一人ひとりの子どもに、それぞれの発達段階に応じて「知育」「徳育」「体育」をバランスよく身に付けさせ、次代を担う気概のある子どもたちの育成に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 家庭では子どもたちの心身の健康を育み、基本的な生活習慣や善悪の判断等規範意識の基礎をつくります。
- 保護者としての自覚を持ち、社会的な義務を果たします。

③保健・安全・体育指導の充実

◆町が取り組むこと

- 学校における体育活動は、青少年の心身の健全な発達やスポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることから、学校体育に関する指導の充実やスポーツ施設の整備などを推進します。
- 従来からの課題に対応しつつ、メンタルヘルスやアレルギーなど現代的な健康課題にも対応できるような学校保健体制づくりを推進します。
- 栄養教諭等を中心とした食に関する指導の充実に取り組むとともに、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図ります。
- 学校施設の耐震化や防災機能の強化等を推進するとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる実践的な防災・防犯教育や地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備など、学校安全の充実に総合的に取り組みます。

◆町民・事業者等としてできること

- 「地域の子どもは地域で育てる」という意識をもち、自治公民館や子ども会などが連携して子どもたちが安心して遊び、生活できる安全な地域づくりを進めていきます。

④教育環境の整備充実

◆町が取り組むこと

- 質の高い学校教育の実現を目指し、効率的・組織的・機動的な学校運営ができるよう学校運営の改善に関する取り組みを推進します。
- 子どもたちが安全・安心かつ良好な環境で活動することが可能となるよう、効率的な学校施設整備を推進します。
- 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域に開かれた学校づくり」を進めます。

◆町民・事業者等としてできること

- コミュニティ・スクールの活動を通して、地域の学校として自己の知識や経験、技能を生かすなどして、積極的に学校運営に参画します。

(2) みんなで子育てをする環境づくり

【現状と課題】

少子化や核家族化、情報化の進展に伴い、子どもを取り巻く環境は著しく変化するとともに、地域社会や家庭の教育力の低下が指摘されています。家庭教育は、本来、保護者がその責任を有するものですが、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であるため、この時期の教育の充実について、環境の整備や必要な支援が特に求められています。

このような中、本町では、親としての知識を身につけるための「家庭教育学級」等の開催により、家庭教育の充実を図るための支援を行ってきました。

一方、価値観の多様化や無縁社会といわれるほどの人間関係の希薄化、インターネット等の利用に伴う犯罪被害の拡大など、青少年を取り巻く環境も大きく変容しています。

青少年には、自ら社会と関わり、自立し、協働することが求められていますが、私たち大人もその手助けをしていかなければなりません。

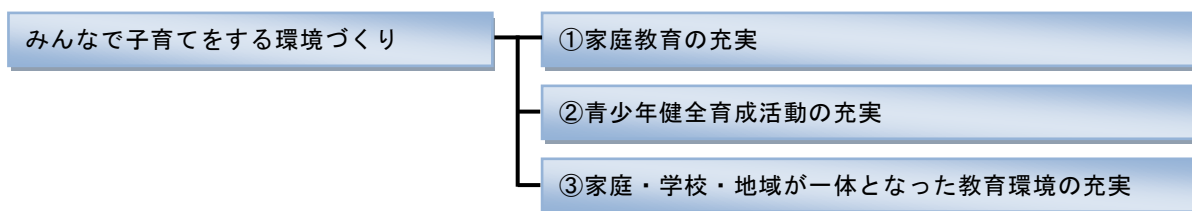
青少年の健全育成は、大人自身の問題であり、次代を担う青少年に私たちの未来を託すことを意識し、育成活動を行う必要があります。

本町では町青少年問題協議会や青少年育成町民会議を中心に夏祭りの夜間指導や「家庭の日」や「少年の日」の推進による家族ぐるみの共感活動の啓発、青少年非行防止のための社会環境浄化活動等を行い青少年健全育成に取り組んできました。

心豊かな子どもたちを育むためには家庭・学校・地域等が一体となった取り組みが必要です。

今後、地域住民が積極的に子どもの教育活動に参加できる仕組みを構築するとともにPTA、自治公民館、子ども会、ジュニア・リーダークラブ、ガールスカウト、スポーツ少年団、町青少年育成町民会議などの各種団体や企業等との連携強化を図り、地域ぐるみで子どもたちを育む環境を整備していく必要があります。

【体系図】



【施策の方向】

①家庭教育の充実

◆町が取り組むこと

- 家庭教育学級の開設により、家庭の教育力向上を図ります。
- 親子で触れ合える時間の創出のため、読書活動を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 保護者は、家庭教育学級に積極的に参加します。
- 保護者は、子どもの規則正しい生活習慣など健全な発達環境づくりに努めます。

②青少年健全育成活動の充実

◆町が取り組むこと

- 育成関係者相互の円滑な活動や連携に必要な調整役を担うとともに、育成にかかわる啓発と広報を行います。
- 「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識の醸成を図ります。
- 家庭・学校・地域が連携した安全・安心な地域環境づくりに努めます。
- 子どもの安全監視体制の充実や社会環境浄化を図ります。
- 地域の子ども会活動を支援します。

◆町民・事業者等としてできること

- 基本的な生活習慣を身に付け、模範意識を高めます。
- 家庭では、青少年が親の保護と愛情に支えられ、健やかに成長する家庭環境を作ります。
- 家庭や地域は、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識を高めます。
- 生活の基盤が地域社会にあることを実感できるよう、地域の文化・伝統行事など様々な活動に参加します。
- 「子ども110番」など、子どもを守る体制の充実に努めます。

③家庭・学校・地域が一体となった教育環境の充実

◆町が取り組むこと

- 学校支援地域本部事業の実施やコミュニティ・スクールの運用を通して、家庭・学校・地域の連携を強化し、総合的な教育力の向上に努めます。
- 学校支援ボランティアの拡充に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 家庭における子育ての役割を地域みんなで担いながら、家庭・学校・地域が一体となった教育に取り組んでいきます。
- ボランティア活動に積極的に参加します。
- 学習成果や今まで培ってきた知識や経験をまちづくりやボランティア活動に活かして学校や地域に還元します。